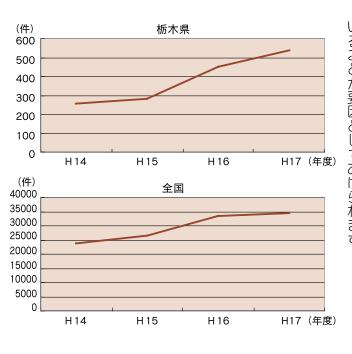
## 11月は児童虐待防止月間です!!!

# ~私たちが虐待を予防するためにできること、やるべきこと~

#### ○児童虐待相談処理件数の推移

このことは、子どもや家族を取り囲む子育て環に、相談処理件数が急増しています。年々増加しており、特に栃木県では、平成15年に児童虐待相談処理件数は、栃木県・全国ともに

いることが要因としてあげられます。合いが希薄化し、家族が、孤立した育児を行って家族化が進んできたことや、近隣や親族との付き境が変化してきたことが一因といわれており、核のことは、子どもや家族を取り囲む子育て環



### )平成17年度県内の児童虐待相談処理状況

障害や命の危険があることを示しています。 年50件程度発生していますが、 ら未就学児が約3割、 子どもほど、虐待を受けることによって、 占めています。全国で児童虐待の死亡件数は、 けた児童の年齢をみると、 亡率が高くなっています。これは、 栃木県内の17年度虐待相談状況から、 0歳から3歳児が約2割を 小学生が4割、 年齢が低いほど死 小さな年齢の 虐待を受 大きな 3 歳 か 毎

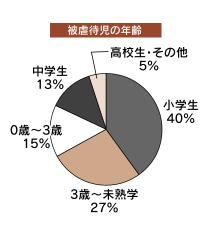
主な虐待者は、実母が6割、実父が2割と実父割、心理的虐待が2割を占めていました。や拒否により健康状態や安全を損なう行為)が3待が5割を占め、次いでネグレクト(保護の怠慢また、どんな虐待を受けているかは、身体的虐

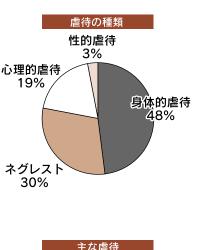
日 の

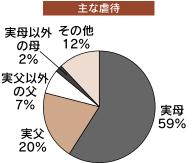
虐待が8割を占めています。

#### ○今、私たちができることは…?

こともりっぱな育児支援につながります。のかを、考えてみましょう。身近に住んでいる子のかを、考えてみましょう。身近に住んでいる子は、地域で、それぞれがどのようなことができるは、地域で、それぞれがとのようなことができるようで作っていくことが望まれます。そのために子どもが安心して健やかに暮らせる社会、子ど







8

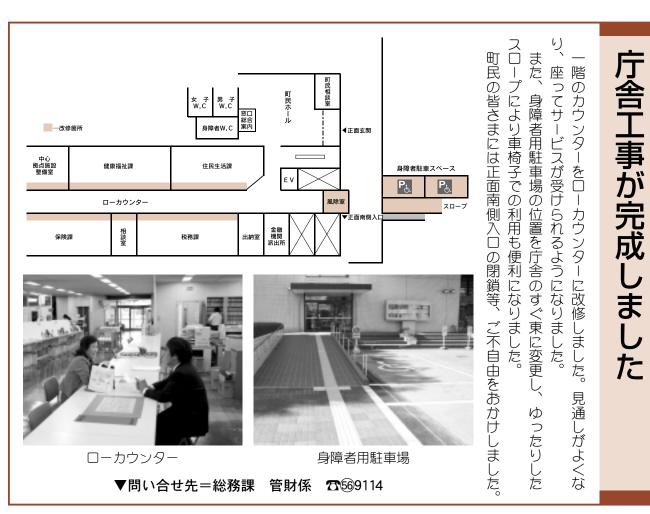
に、市町村や福祉事務所若しくは児童相談所に通適切と思われる児童)を発見した場合は、速や力者のいない児童及び保護者に監護させることが不虐待を受けたと思われる児童や要保護児童(保護をた、児童福祉法や児童虐待防止法では、児童

までお電話ください。で、気になるお子さんやご家族がいた場合は下記で、気になるお子さんやご家族がいた場合は下記通告者の秘密は守られ、安全は保障されますの



通告先

| 機関名                       | 電話番号           | 対応時間帯                         |
|---------------------------|----------------|-------------------------------|
| 上三川町<br>健康福祉課             | 669130         | 平日<br>午前8時30分~<br>午後5時30分     |
| 福祉事務所<br>(県南健康福祉<br>センター) | @0488          | 平日<br>午前8時30分~<br>午後5時15分     |
| 中央児童相談所                   | 028 (665) 7830 | 平日<br>午前8時30分~<br>午後5時15分     |
|                           | 028 (665) 3677 | 児童虐待緊急ダイヤル<br>平日夜間<br>休日昼間・夜間 |



9